

平成31年度 予防課 業務計画

政策目標10	消防本部	生命や財産が守られるまち
施策目標37	予防課	火災発生と火災危険を減らす

1 施策目標の達成に向けた取り組み方針

火災の発生を抑制するとともに、火災が発生した際の被害の軽減を図るため、火災予防対策を総合的に推進します。

住宅火災による死者数の約7割が65歳以上の高齢者であることから、高齢者を中心とした住宅防火対策を推進します。

市民の防火意識の高揚を図るため、広報媒体を活用した広報やイベント等の機会を通じて、火災予防に関する情報を発信し、普及啓発活動を行います。

出火原因の第1位となっている放火による火災を防ぐため、放火火災の発生状況や被害状況を把握し、関係機関や関係地区と連携を図り、発生状況に応じた効果的な放火防止対策を推進します。

建築物の火災予防体制や危険物施設の保安体制の強化を図るため、施設等への立入検査を計画的に実施します。

3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業

優先順位	実施計画事業名	施策のねらい	事業の方向性	事業主体	事業内容
			予算額(千円)	性質区分	
1	住宅防火安全対策事業	1	現状維持	市	[31年度の取組] 住宅用火災警報器の必要性及び維持管理について積極的に広報を実施するとともに、初期消火に有効な住宅用消火器の設置や防災物品の普及を推進します。 【課題事項】 ・超高齢社会の進行に伴い、高齢者世帯を対象とした住宅防火対策手法の検討 ・一般住宅には設置義務のない住宅用消火器の設置推進手法
			60	政策的事業	
2	火災予防に係る普及啓発事業	1	現状維持	市	[31年度の取組] イベントや防火講話等の機会を通じて、火災予防について広く啓発すること、放火されない環境づくりを推進し、放火防止対策を行い、火災件数の低減を図ります。 【課題事項】 ・火災予防啓発について広く周知するための広報等の手法の検討
			448	政策的事業	
3	防火対象物に係る立入検査に関する事業	3	現状維持	市	[31年度の取組] 施設等の立入検査を計画的に実施し、建築物と消防用設備の維持管理及び防火管理の状況を確認するとともに、消防法令違反に対しては、改善指導することにより、防火安全対策を強化します。また、31年10月1日から法令が施行される小規模飲食店等に対する消火器の設置義務化について、広く周知を行います。 【課題事項】 ・増加している建築物への効率的な立入検査手法や是正手法の検討
			—	義務的事業	

2 施策のねらい	
1	防火意識の普及・啓発
2	消防用設備などの整備促進
3	立入検査の効果的・効率的な実施
4	火災予防対策の推進
5	危険物施設などの安全性向上



3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業

優先順位	実施計画事業名	施策のねらい	事業の方向性	事業主体	事業内容
			予算額(千円)	性質区分	
4	防火管理に関する事業	4	現状維持	市	[31年度の取組] 立入検査時や防火に関する訓練、講習会等により、事業所への防火管理制度の啓発を行います。また、火災の発生危険や火災時の人命危険が高い、火気を使用する飲食店及び高齢者・障害者施設等への防火安全対策の推進を図ります。 [課題事項] ・建築物等の防火管理体制の重要性を広く周知・認識させること
			109	義務的事業	
5	危険物安全対策推進事業	5	現状維持	市	[31年度の取組] 危険物安全週間の機会を捉えた安全対策推進イベントを実施するとともに、危険物取扱い施設等の立入検査を計画的に実施することにより、危険物施設における保安体制の強化促進を図ります。 [課題事項] ・老朽化している危険物施設等における安全体制の維持
			20	義務的事業	

スケジュール													
4月～						10月～						3月	
防火管理者の選任及び消防計画の作成指導・防火に関する訓練 防火管理制度の啓発													
火気を使用する飲食店及び火災発生時の人命危険度が高い建築物の防火安全対策の推進													
年間計画に基づく立入検査の実施 改善指導 改善状況の確認													
社会的に影響のある危険物事故が発生した類似施設への緊急立入検査及び施設への注意喚起													
危険物施設の立入検査強化				給油取扱所の立入検査強化									
危険物安全週間(6月2日～8日)				危険物移送運搬車両									
安全対策推進イベント				の路上立入検査									